

議案第 25 号

かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年かすみがうら市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号を同条第 9 号とし、同条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（8）広域連合条例附則第 6 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 2 年 4 月 28 日から適用する。